

国公労働者ハンドブック（2006年版）正誤表

▼退職手当の計算例（438～440ページ）を以下に差し替えてください

退職手当の計算例

①定年前の自己都合退職の場合

退職日の俸給月額 行（一）3級76号 340,400円
切替日前日の俸給月額 行（一）5級18号 359,500円
在職期間 採用年月日 昭和56年（1981年）4月1日
退職年月日 平成19年（2007年）3月31日
勤続期間 （2007年3月） - （1981年4月） = 26年

新法による退職手当の算定

退職事由別勤続期間別支給率 35.1（自己都合退職 勤続26年）

$$\begin{aligned} \text{退職手当額} &= \text{退職時の俸給月額} \times 35.1 + \text{調整額} \\ &= 340,400円 \times 35.1 + 16,700円 \times 60月 \\ &= 11,948,040円 + 1,002,000円 = 12,950,040円...① \end{aligned}$$

切替日前日の退職手当の算定

退職事由別勤続期間別支給率（旧法） 33.75（自己都合退職 勤続25年）

$$\begin{aligned} \text{退職手当額} &= \text{切替日前日の俸給月額} \times 33.75 \\ &= 359,500円 \times 33.75 = 12,133,125円...② \end{aligned}$$

①が②を上回っているため、附則4条による計算

退職事由別勤続期間別支給率（旧法） 35.25（自己都合退職 勤続26年）

$$\begin{aligned} \text{退職手当額} &= \text{切替日前日の俸給月額} \times (\text{退職時点での勤続年数別支給率（旧法）}) \\ &= 359,500円 \times 35.25 = 12,672,375円...③ \end{aligned}$$

*..①>③の場合、退職手当額を調整する。（以下において同じ）

退職手当支給額の決定

①の方が高い場合、次に掲げる額の少ない額（最高10万円）を減額。

$$\text{調整額の} 5\% = 1,002,000円 \times 5 / 100 = 50,100円$$

$$\text{新法と旧法の差額} = 12,950,040円 - 12,133,125円 = 816,915円$$

$$\text{退職手当支給額} = 12,950,040円 - 50,100円 = 12,899,940円$$

②定年退職で在職中に休職期間がある場合

退職日の俸給月額 行(一)5級56号 384,800円
切替日前日の俸給月額 行(一)7級17号 408,100円
在職期間 採用年月日 昭和44年(1969年)4月4日
昇格年月日 平成16年(2004年)4月1日 7級(旧法)
退職年月日 平成19年(2007年)3月31日(定年)
私傷病による休職期間 除算対象期間 9月間
勤続期間(2007年3月) - (1969年4月) - 除算期間(9月÷2)
= 37.75月 端数切捨て 37年

新法による退職手当の算定

退職事由別勤続期間別支給率 59.28(定年退職 勤続37年)
退職手当額 = 退職時の俸給月額 × 59.28 + 調整額
= 384,800円 × 59.28 + (25,000円 × 36月 + 20,850円 × 24月)
= 22,810,944円 + 1,400,400円 = 24,211,344円...①

切替日前日の退職手当の算定

退職事由別勤続期間別支給率(旧法) 59.28(定年退職 勤続36年)
退職手当額 = 切替日前日の俸給月額 × 59.28
= 408,100円 × 59.28 = 24,192,168円...②

退職手当支給額の決定

①の方が高いことから

調整額の5% = 1,400,400円 × 5 / 100 = 70,020円

新法と旧法の差額 = 24,211,344円 - 24,192,168円 = 19,176円

退職手当支給額 = 24,211,344円 - 19,176円 = 24,192,168円

③ 定年の3歳前における勸奨による退職の例

退職日の俸給月額 行(一)7級48号 450,700円
切替日前日の俸給月額 行(一)9級17号 481,200円
在職期間 採用年月日 昭和48年(1973年)4月1日
昇格年月日 平成16年(2004年)4月1日 9級(旧法)
退職年月日 平成19年(2007年)3月31日(勸奨)
定年年齢までの残年数 3年
勤続期間 (2007年3月) - (1973年4月) = 34年

新法による退職手当の算定

退職事由別勤続期間別支給率 58.188 (勸奨退職 勤続34年)

退職手当額 = 特例俸給月額 (退職時の俸給月額 \times (1 + 2% \times 3年)) \times 58.188 + 調整額

= 450,700円 \times (1 + 2% \times 3) \times 58.188 + (41,700円 \times 36月 + 33,350円 \times 24月)

= 27,798,851円 + 2,301,600円 = 30,100,451円...①

切替日前日の退職手当の算定

退職事由別勤続期間別支給率 (旧法) 56.16 (勸奨退職 勤続33年)

退職手当額 = 特例俸給月額 (切替日前日の俸給月額 \times (1 + 2% \times 3年)) \times 56.16

= 481,200円 \times (1 + 2% \times 3) \times 56.16 = 28,645,643円...②

退職手当支給額の決定

①の方が高いことから

調整額の5% = 2,301,600円 \times 5 / 100 = 115,080円

新法と旧法の差額 = 30,100,451円 - 28,645,643円 = 1,445,808円

いずれの額も10万円を超えているので控除額は10万円

退職手当支給額 = 30,100,451円 - 100,000円 = 30,000,451円

▼追加 (299~304ページ)

299~304ページの表「障害補償等級及び補償日数」の「日数」の項目の数字が欠落していました。「障害等級」に対応する以下の数字を追加ください。

第1級	313
第2級	277
第3級	245
第4級	213
第5級	184
第6級	156
第7級	131
第8級	503
第9級	391
第10級	302
第11級	223
第12級	156
第13級	101
第14級	56

訂正 (443ページ)

①443ページの(イ)の7行を以下に変更。

(ア)で得られた額の1/2の額に対応する下表の税額が適用。

②443ページの表中の項目名「退職所得控除後の額(A)」を、「(ア)で得られた1/2の額」に変更。

▼下記の通り訂正ください

ページ	位置	誤	正
207	(8) 職務 復帰後 7行目	育児休業期間の2分の 1が...	育児休業期間の2分の 1 (子が1歳に達する までは3分の2) が...
208	表中下から 3 ~ 2行目	育児休業中、 <u>はじめの3 月介引暇中</u> の共済組合	育児休業中の共済組合
209	(5) の 3 ~ 4行目	俸給の調整額、調整手 当、研究員調整手当、暫 定筑波研究学園都市移 転手当も減額されます。	俸給の調整額、 <u>地域手 当、研究員調整手当</u> が 減額されます。
402	下から 9行目、 10行目	4 研修の実施状況 ⑤行政研修係長級 本府省の係長級を対 象に、...	4 研修の実施状況 ⑤行政研修課長級 本府省の課長級を対 象に、...
431	2行目	2分の1の...	2分の1 (育児休業の 場合、子が1歳に達す るまでは3分の2) の...
445 (法第4条)	25年以上勤続 自己都合	24 875	削除
	25年以上勤続 公務外傷病	29 85	削除
475	1行目	平均標準報酬月額	平均標準報酬額
	5行目	平成15年4月以後の標 準報酬月額 <u>の総額 ×</u> <u>0.917 (再評価率)</u>	削除
	下から 12行目	<u>461</u> 頁の	<u>477</u> 頁の
476	5行目	平成15年4月以後の標 準報酬月額 <u>の総額 ×</u> <u>0.917 (再評価率)</u>	平成15年4月以後の標 準期末手当等の総額 × 0.917 (再評価率)
478	14行目	<u>473</u> 頁	<u>489</u> 頁
483	6行目	<u>0.925</u>	<u>0.985</u>
	14行目	× <u>0.988</u>	× <u>0.985</u>
512	10行目	上記 <u>ウ</u> の要件を	上記 <u>ア</u> の要件を